

米軍人による少女拉致暴行事件および今年５月に発生した 米兵による不同意性交致傷事件に関する意見書

昨年１２月２４日、嘉手納基地所属の米空軍兵長が沖縄本島中部の公園で１６歳未満の少女を連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、３月２７日付で起訴されていたことが報道によりわかった。

今回の事件は、１９９５年の「米兵による少女暴行事件」や２０１６年の「米軍人による女性会社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は県民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は６，０００人を超え、そのうち殺人や強姦、不同意性交などの凶悪犯の摘発は７５９人に上る。改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。更に政府においては、事件の発生を把握していたのにも関わらず、３カ月間県に伝えておらず、著しく不信を招いたばかりか、さらには、今年５月下旬、米海兵隊員が成人女性に性的な暴行をしようと怪我をさせ、不同意性交致傷の疑いで県警に逮捕され、那覇地検が起訴していたことが６月２８日にわかった。外務省や県警等から県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

本町議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により町民・県民が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本町議会は、町民、県民の人権と生命、財産を守る立場から、米兵による許しがたい拉致暴行事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- １．被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- ２．事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。
- ３．米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- ４．日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。また、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- ５．在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 6 年（2024 年） 7 月 8 日

沖縄県中頭郡西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣